

令和6年度第2回静岡市障害者施策推進協議会

※書面開催

次 第

議題

(1) 「(仮称) 静岡市手話言語条例」 骨子案について

資料 1

参考 1-1

資料 2

資料 3

資料 4

(2) 共生社会の実現を目指す条例を基盤とした施策について

資料 5

参考 5-1

ご意見をいただきたい内容

(1) 「(仮称) 静岡市手話言語条例」 骨子案について

…静岡市手話言語条例策定等研究会意見や政策法務的観点を踏まえた骨子案の確認
条例内容において共有すべき考え方を伺いたい

(2) 共生社会の実現を目指す条例を基盤とした施策について

…様々な現場における手話への理解・手話の活用状況を踏まえ、条例（基本理念等を規定し共通基盤を整備したもの）が目指す「ろう者とうろう者以外の人が共生する」ための取り組みについて広くご意見をいただきたい

静岡市障害者施策推進協議会委員名簿 (R6. 8. 30～)

自：令和5年7月19日
至：令和8年7月18日
(50音順、敬称略)

No.	区分	氏 名	所 属	備 考
1	1号	あさの 浅 野 かずえ 一 恵	重症心身障害児者施設 つばさ静岡	
2	2号	あんどう 安 藤 ちあき 千 晶	特定非営利活動法人静岡市障害者協会	
3	2号	いで 井 出 ひろよし 容 敬	井出商会	
4	3号	かわはら ぎき 河 原 崎 さとし 佐 敏	静岡公共職業安定所	
5	2号	こすげ 小 菅 しょうた 翔 太	社会福祉法人花園会 児童発達支援センターもも	
6	3号	すずき 鈴 木 はるひさ 晴 久	静岡県立静岡北特別支援学校	
7	2号	すずき 鈴 木 ゆうこ 裕 子	虹色たまご	
8	1号	てら だ 寺 田 おさむ 修	静岡県精神科病院協会(医療法人社団リラ溝口病院)	
9	2号	にがたけ 苦 竹 さちえ 幸 枝	特定非営利活動法人 静岡市静心会	
10	2号	ふかざわ 深 澤 あきこ 明 子	静岡市民生委員児童委員協議会	
11	2号	ふしみ 伏 見 たかつぐ 隆 次	静岡市難病障害者協議会	
12	2号	もちづき 望 月 けんじ 建 志	特定非営利活動法人 静岡市身体障害者団体連合会	
13	1号	わたなべ 渡 邊 ひでまさ 英 勝	静岡福祉大学	

- 根拠法令

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項

静岡市障害者施策推進協議会条例（平成16年静岡市条例第90号）
- 選任区分

(条例第2条第2項)

1号：学識経験のある者

2号：障害者又は障害者の福祉に関する事業に従事する者

3号：関係行政機関の職員

「(仮称) 静岡市手話言語条例」の制定について

障害者基本法等を踏まえ、今年度、「(仮称) 静岡市手話言語条例」を制定する方針を固め、手話言語を取り巻く課題などの意見交換を行う研究会を開催しています。条例制定は市としても重要な施策となるため、今後、施策推進協議会において審議をしていただくにあたり、研究会の開催状況を報告します。

1 条例について

(1) 目的・理由

手話は言語であるとの認識に基づき全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を目指すことを目的とし、令和 6 年度内に制定を目指す。(令和 7 年 2 月市議会上程予定)

(2) 条例案

- ① 手話言語に特化した、いわゆる「理念条例」(基本理念、施策の基本的事項等を定めるもの)
聴覚障害者に対する情報保障は、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (R4.5.25 施行)」において整備されているが、手話に関する施策の一層の充実を図るため、自治立法(条例)により基本理念や市の責務及び市民の役割等を明確化することで基盤整備を図る。
- ② 制定内容(他自治体の条例や当事者団体提案を参考にした項目)
前文、目的、定義、基本理念、市の責務、市民・事業者の役割、施策の推進

(3) 制定に向けた進め方・スケジュール

- ① 「静岡市手話言語条例策定等研究会」(後述)による意見交換
- ② 「静岡市障害者施策推進協議会」での報告・審議
- ③ パブリックコメント等

時 期	内 容
6 月 18 日	第 1 回研究会「手話言語を取り巻く現状・課題等の把握」
7 月 22 日	第 1 回施策推進協議会「進め方や方針」報告
8 月上旬	第 2 回研究会「条例の内容(施策の方向性等)の意見交換」
9 月下旬	第 3 回研究会「条例案や施策にかかる意見交換(最終)」
11 月下旬	第 2 回施策推進協議会「研究会意見と条例案」審議
11 月	パブリックコメント
1 月	市議会 2 月定例会に条例案上程
4 月 1 日	条例施行

※条例案を固めていく過程で政策法務の観点で庁内調整

2 「静岡市手話言語条例策定等研究会」について

- ① 位置づけ 『静岡市における附属機関等に関する指針』に規定する懇話会等
(専ら外部の意見を聴取する目的の会合)
- ② 設置期間 条例施行日前日(令和 7 年 3 月 31 日)まで
- ③ 構 成 員 (事務局: 障害福祉企画課) ※参考 1-1 参照

構成員		補 足
手話言語話者の団体を代表する者	静岡市ろうあ協会	平成 28 年から、条例制定を検討する任意グループ「静岡市手話言語条例検討委員会」をつくり、自主活動を重ねてきており、当事者の立場から意見。
	静岡市登録手話通訳者の会	
	静岡県手話通訳問題研究会静岡班	
	静岡市手話サークル連絡会	
障害当事者団体を代表する者	静岡市障害者協会	障害者施策全般を視座とする当事者の立場から、本条例の必要性や意義にかかる意見。
有識者	静岡福祉大学 教授 渡邊 英勝 氏	障害者施策の実情に広く精通している立場からの意見。 ※静岡市障害者施策推進協議会委員(会長)
	日本社会事業大学講師 二神 麗子 氏	全国における手話言語条例の制定状況(条例内容や施策展開)に精通している立場からの意見。

④ 第 1 回の話題

- ア 事前とりまとめ資料(抜粋)は別紙
- イ 二神先生から「手話言語条例の制定の目的と拡がり」と題した資料提供及び説明あり
- ウ 以下、意見概要(事務局整理) ～主に、条例制定の必要性や手話話者の思い～
- ・社会でどこでも手話ができる状況にしたい。
 - ・家庭においても、周囲が聞こえる中であればコミュニケーションが取れず孤立する。
 - ・ろう者は耳が使えないという生きづらさと、手話を使う人たちの狭いコミュニティでしか第一言語である手話で会話できる環境がないという二つの生きづらさがある。また、手話を母語としている人たちにとっては、日本語は第一言語ではないのに、第一言語ではない日本語をうまく使えないと不要な誤解を生む。
 - ・耳の聞こえない子供たちが自分から発言できる・会話するための手段として、(求める場合には)手話を身に着けられるような社会が必要。言語として手話を選択できる社会になればよい。
 - ・手話話者は現在の教育体制だとまず言葉を覚えて手話に変換していく。これはとても大変なこと。現状、子供たちが手話を学ぶ場がないことは問題であると考えている。
 - ・障害の差別をなくすことが大切だと思っていたが、聞こえない人達について、手話について知ることが障害への差別解消につながると感じている。
 - ・コミュニティの中に聞こえない人がいるということを認識し、完璧でなくても手話でコミュニケーションを図ろうとする姿勢を持ってほしい。
 - ・聾学校では口話で教育を受けていた。手話で話しかけてもらった時のうれしさは忘れられない。
 - ・障害のある当事者がコミュニティの中で本人の障害について語っていく場を保証することが必要だと考える。地域社会の中で当事者がコミュニティの他の人たちにどうやってコミュニケーションをとっていくかが重要。
 - ・手話話者にとっては、少しでも話が通じる人がいるということは嬉しいことであるだけでなく、差別解消法を推し進める一助になるのではないかと考えている。ノーマライゼーションの視点から考えると、どの障害をもっていても平等に生活できる環境ということを考えていく必要がある。
 - ・難聴の子供を知的障害と判定したケースで訴訟を起こした事例があり。聞こえないからわかっていない、分かっていないから知的障害ではないかと誤解される。
 - ・人工内耳等聞こえる医療的補完について強い考えを示している。現時点では手話で生きていくというモデルの提示はできていない。

令和 6 年度 静岡市手話言語条例策定等研究会 名簿

委員名簿

NO.	分 野	所 属	委員氏名
1	手話言語話者の団体を代表する者	静岡市ろうあ協会	大村 圭男
2		静岡市登録手話通訳者の会	大川 香織
3		静岡県手話通訳問題研究会静岡班	加藤 伸一郎
4		静岡市手話サークル連絡会	小泉 秀力
5	障害当事者団体を代表する者	特定非営利活動法人 静岡市障害者協会 事務局長	堀越 英宏
6	有識者	静岡福祉大学 福祉心理学科長兼教授	渡邊 英勝
7		日本社会事業大学社会福祉学部講師 群馬大学共同教育学部客員講師	二神 麗子

事務局名簿

	職 名		氏 名
1	保健福祉長寿局 健康福祉部	保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長	萩原 祥古
2		障害福祉企画課長	寺田 和弘
3		障害福祉企画課 地域生活支援係長	大石 正博
4		障害福祉企画課 地域生活支援係 主査	亀川 育実
5		障害福祉企画課 地域生活支援係 主任主事	若林 萌加

「(仮称) 静岡市手話言語条例」 骨子案について

(1) 条例案の構成について

必要な条項が盛り込まれているか、研究会で意見交換した内容は以下のとおり

【意見】

①前文の記載が必要である。

理由は、当事者の思いとして、現に差別があったという事実を記載することで、差別を無かったものにしてほしいという願いが前文に込められているため。

また、手話は言語であるということは日本語話者には理解しづらいという事実や、頓に抑圧され権利をはく奪されている少数派である手話話者は、声を大きくしないと権利を簡単に奪われてしまう背景がある。改めて手話言語条例を制定することで、手話という少数言語をなくさないという市の姿勢を示すことができる。

②施策の推進について、手話を広めたい対象を明確にしたい場合や注力したい事業がある場合は、施策の推進と別に条項建てを行う方法もあるが、別途施策の方針等で細かく定めることで市独自の事業を際立たせたり、逐条解説で特に必要な事項について書いておいたりする等の方法もある。

【対応】

①前文の記載

「手話は言語である」との認識に基づき、条例の目的や基本理念等を本則に規定するため、なぜそのような認識が必要かの背景等の説明がないと、条例の目指すところが正しく市民や事業者には伝わらないおそれがある。そのため、学術的に定説となっており、他自治体の条例でも前文に記載されている手話に関する背景等を、本市条例でも前文に記載することで条例の適切な運用を図る。

②施策の推進に関する記載

「施策」にかかる部分について「第〇条」と別建てで規定している自治体もあるが、本市案は「8 施策の推進」にまとめ、「市長が必要と認める施策」も実施できるものとする。

また、特に必要な事項については、逐条解説にて記載する。

(2) 条文案の内容について

条例案に盛り込むキーワードについて、研究会で意見交換した内容は以下のとおり

【意見】

①主に2 目的・4 基本理念において、「ろう者」と明記することを検討していただきたい。

※ろう者とは、手話を言語として日常生活や社会生活を送る方をいう。

②8 施策の推進における施策の進捗管理は、個別方針を立てるのではなく、「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」上で行うほうがよい。

条例制定後に具体的な施策を検討していくには、行政が主導となり進めていくため、計画に基づいて検討することで、施策に落とし込みやすくなる。また、計画の事業については、必ず進捗管理を行うため、個別方針と比較し、実効性のあるものになる。

【対応】

①2 目的・4 基本理念の記載

・「ろう者」と明確に記載し、市民全体にろう者の存在を認識してもらうようにした。

また、主語や条例の対象を「ろう者及びろう者以外の者」と明確に表現することで、条例の目的を伝えるようにした。

・障害者基本法や他自治体の条例内容と照らし合わせ、障害者基本法第3条（基本理念）をベースとして、「ろう者とろう者以外の人が共生することのできる地域社会の実現」を目指す。

②8 施策の推進の記載

・条例が目指す地域社会づくりにつながる施策となっているか確認。

・条例に関する個別施策の進捗管理は、障害者基本法等に基づく行政計画（静岡市障がい者共生のまちづくり計画）の評価等の中で行う。

「（仮称）静岡市手話言語条例」骨子案へ ご意見をお寄せください

資料 3

この資料では、条例骨子案の要点を記載しています。

条例骨子案の具体的な内容は、市のホームページ等で閲覧していただけます。

1 条例の目的

この条例で何を目指すの？

手話が言語であるとの認識に基づいて、

手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、

市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、

手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、

ろう者及びろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現します。

※この条例で「ろう者」とは、手話を言語として日常生活や社会生活を送る方をいいます。

2 基本理念

みんなで大切にしていく考え方は？

手話への理解及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、

手話を必要とする全ての市民が、

手話で意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、

ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを

基本理念として行っていきます。

3 市の責務

市がすべきことは？

市
手話への理解の促進及び手話の普及のため、必要な施策を実施します。

4 市民の役割／事業者の役割

私たちがすべきことは？

市民
手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するよう努めていただきます。

事業者
手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供や、ろう者が働きやすい環境の整備に努めていただきます。

意見提出期間：令和6年11月●日(●)～12月●日(●)

【意見の提出方法及び提出先】

意見応募用紙に必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

(1) 郵送又は持参：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 障害福祉企画課

(2) ファクシミリ：054-221-1494

(3) 電子申請：市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。

市は、手話への理解の促進、手話の普及等を目指し、次の施策に総合的かつ計画的に取り組めます。

5 手話に関する施策の推進

市はどのような施策を行うの？

1 手話への理解の促進及び手話の普及

2 手話による情報の受信・発信及び手話による意思疎通がしやすい環境づくり

3 手話による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充

◆①～③のほか、市長が必要と認める施策があれば、適宜実施していきます。

◆市は、施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者等の意見を聴くものとします。

主な取組

- ・子ども手話教室
- ・総合学習での福祉学習（ろう者の生活や手話についての講話等）
- ・手話奉仕員養成講座
- ・登録手話通訳者派遣
- ・手話言語国際デー啓発事業（9月23日）

6 施行期日

いつから始まるの？

令和7年4月1日の施行を予定しています。

7 今後のスケジュール（予定）

10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月	4月
関係者意見交換	パブリックコメント	市民意見集約	議会審議	周知	施行	

※現在、国でも手話に関する法律の整備を進める動きがあります。法案の審議状況に応じて、上記スケジュールや条例の内容を変更したり、制定を再検討したりする可能性があります。

【資料の閲覧方法】

条例骨子案は、次の場所でご覧できます。

(1) 障害福祉企画課（静岡庁舎新館15階）

(2) 各区役所地域総務課の「市政情報コーナー」

(3) 静岡市ホームページ

(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3278/s012579.html>)

QRコード▼



【問合せ先】

静岡市 障害福祉企画課

地域生活支援係

電話：054-221-1198

FAX：054-221-1494

※手話による意見提出の場合は、上記まで別途ご連絡ください。

(仮称) 静岡市手話言語条例（骨子案）

1 前文

- 手話は、手指だけではなく体の動き、顔の表情等の複数の視覚的な情報を組み合わせた独自の語彙や文法体系からなっています。日常的に手話を使う市民（ろう者）が、意思疎通や情報伝達的手段として使用していますが、それにとどまらず、ろう者が思考を巡らせ、表現する際にも用いられています。
- 社会における位置づけを振り返ると、手話は、元来、ろう者への教育に用いられてきました。しかしながら、1880（明治 13）年のろう教育国際会議における手話の使用を排除する決議や、1933（昭和 8）年の全国会議で口話法（口の動きを見て言葉を読み取る方法）が採用されたことにより、手話を自由に使うことが認められない時期がありました。そうした中でも、手話は、ろう者によって、物事を考え、意思疎通を図り、互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄えるために大切に受け継がれてきました。2006（平成 18）年には、国際連合総会において、手話の独自性を認めた上で、意思疎通等を行う際の権利として手話の使用を認める内容を盛り込んだ「障害者の権利に関する条約」が採択されました。それを受け、国内でも、2011（平成 23）年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置付けられました。
- 一方、今なお、手話への理解が浸透していないことで、ろう者が手話の使用をためらわざるを得ない状況があります。このことは、ろう者にとって、自らの意思が尊重されないなどの不安につながっています。
- ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できるようにするためには、地域社会において手話が言語であることの理解を高めていくことが重要です。
- 手話への理解を契機として、市民が多様な人々に対する理解を深め、互いに尊重し合う心を育み、全ての市民が安心して暮らすことができる本市となることを目指し、この条例を制定します。

【解説】

- 前文では、この条例を制定するに至った経緯と趣旨を説明しています。
大きくは、3つの内容に分けて説明しています。
- 一つ目は、手話の性質についての説明です。手話は、独自の体系をもっており、物事を考えるときなどにも使われています。この条例は、「手話が言語である」との認識に基づき制定するものであるため、手話の性質についてのポイントを説明しています。
- 二つ目は、手話の歴史についての説明です。ろう者が生活するうえで欠かせない

手話も、歴史的には、自由に使うことが認められない時期がありました。それでも、手話を必要とする人たちが継承してきた中で、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」などで言語として位置づけられるに至っています。

- 三つ目は、条例制定の趣旨です。ろう者は、耳が聞こえないことにより出会う社会的障壁（※）と、言語的少数者であることにより出会う社会的障壁と、二重の困難を抱えるリスクを背負わされています。これらの社会的障壁が、ろう者の不安や不便さにつながっています。耳が聞こえないことに対しては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などにより社会的障壁が解消され、ろう者のより一層の社会参加が促進されることが期待されます。しかし、言語的少数であったとしても阻害されないためには、手話への理解を高めていく取り組みが欠かせません。さらに、手話への理解が、障害の有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現に向けた契機とすることを目的に条例を制定します。

※社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます（障害者基本法第2条第2項）。

2 目的

- この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者及びろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とします。

【解説】

- 手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、手話に関する施策を推進することにより、手話を使用することで偏見にさらされることや、手話による情報が得られず社会への参加がかなわないといった社会的障壁によって分け隔てられることがなくなり、ろう者及びろう者以外の者が共に生きることのできる地域社会が実現することを、この条例の目的としています。

3 定義

- この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

【解説】

- ろう者とは、聴覚障害のある方全てを指すのではなく、音声言語によらず手話によって日常生活又は社会生活を営む者をいいます。

4 基本理念

- 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする全ての市民が、手話で意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければなりません。

【解説】

- ①手話が言語であるという認識を持つこと、②手話で意思疎通を図る権利があること、③相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として、手話への理解の促進や手話の普及を図ることとしています。

5 市の責務

- 市は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

【解説】

- 市では、手話に対する理解の促進及び手話の普及のため、啓発事業の他、手話通訳者の設置・派遣、手話奉仕員養成講座の開催等の必要な施策を実施していきます。

6 市民の役割

- 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するよう努めるものとします。

【解説】

- 市民の役割について定めています。
市民一人ひとりが、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するよう努めるものとしています。なお、ここでいう市民には、手話を日常的に用いるろう者も含んでいます。

7 事業者の役割

- 事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

【解説】

- 事業者の役割について定めています。

事業者とは、市内において営利・非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体であり、経済活動をおこなっている団体だけでなく、日常的に反復・継続した活動をしているサークル活動や自治体、町内会等広く指します。

まず、事業者は、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するものとしています。合わせて、事業を行うにあたり、ろう者の自立及び社会参加が促進されるよう、手話を用いたサービスの提供や労働環境整備に努めることとしています。

8 施策の推進

市は、この条例の目的の実現のために、以下の施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- 手話による情報の受信・発信及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する施策
- 手話による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充に関する施策
- その他市長が必要と認める施策
- 市は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画において、上記の施策について定め、これを実施するものとします。
- 市は、手話に関する施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者その他の手話に関わる者の意見を聴くものとします。

【解説】

- 施策の推進について定めています。
- この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関することを定めているため、施策としては、「手話を知る（関心を持つ）・学ぶこと」、「手話を使うこと」、「手話を守ること」を中心に推進していきます。
- 「手話を知る（関心を持つ）・学ぶ」こととして、子どもから大人まで手話に関心を持ち、理解を深め、手話が広く利用されるようになるための施策を挙げています。（例：手話言語の国際デーにおけるシンボルタワーのブルーライトアップ、小中学校の総合学習における福祉の学習、各種イベントとのタイアップによる手話の普及（検討中）、子ども手話教室、手話による交流の場（検討中））
- 「手話を使う」こととして、手話による情報の受発信や、手話による意思疎通が

しやすい環境の構築のための施策を挙げています。(例：手話通訳者設置、登録手話通訳者派遣、専門性の高い意思疎通支援、遠隔手話通訳(検討中))

- 「手話を守る」こととして、手話を理解して身に付ける人を増やす体制の整備・拡充などの施策を挙げています。(例：手話奉仕員養成講座、子ども手話教室(再掲)、総合学習における福祉の学習(再掲))
- その他市長が必要と認める施策を挙げています。
- 本市では『静岡市障がい者共生のまちづくり計画』として策定している法定計画に、この条例に基づく施策も掲載し、総合的かつ計画的に取り組んでいくこととしています。

手話に関する施策を推進するとき、施策の実施状況を点検するとき又は施策を見直ときなどには、市は、ろう者、手話通訳者その他の手話に関わる者から意見を聴取することとしています。

9 委任

- この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

- この条例の規定以外に施行に関して必要な事項は別に規定することを定めています。

10 施行時期

- 令和7年4月1日より施行を予定しています。

共生社会の実現を目指す条例を基盤とした施策について

(1) 骨子案8 施策の推進について

市は、この条例の目的の実現のために、以下の施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- 手話による情報の受信・発信及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する施策
- 手話による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充に関する施策
- その他市長が必要と認める施策
- 市は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画において、上記の施策について定め、これを実施するものとします。
- 市は、手話に関する施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者その他の手話に関わる者の意見を聴くものとします。

(2) 静岡市の手話に関する施策について 参考5-1 参照

権利	取組名	目的・内容等	R5実績 (回数・受講者等)	R6予算 (千円)
知る (関心を持つ) 学ぶ	手話言語の国際デーにおける シンボルタワーのブルーライトアップ	手話言語国際デー(9/23)とは、「手話が言語である」ことへの意識を高めるため、平成29年12月19日に国連総会で決議された。市民・地域・社会が一つとなって「手話が言語である」ことへの意識を高めていくという「手話言語の国際デー」の趣旨に賛同し、ブルーライトアップを実施	場所 ・静岡庁舎本館あおい塔 ・駿府城公園「巽櫓」	0
	小中学校の総合学習における 福祉の学習	市内小中学校の総合的な学習の時間において、手話に関する講義を開催	開催校 29箇所	0
	初心者向け手話講習会 (子ども手話教室)	子ども(小4～6年)を対象とした、初歩的な手話教室の開催	回数・受講者 4回・30名	90
	手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者を養成するため、厚生労働省「手話奉仕員養成カリキュラム」に基づき、基礎となる手話奉仕員養成講座の開催	回数・受講者 静岡地区 46回 30名 清水地区 46回 33名	2,106
使う	手話通訳者設置事業 手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業	市内在住の聴覚・言語機能または音声機能に障がいがある者が意欲疎通支援を図る必要がある各種場面へ、市登録手話訳者及び要約筆記通訳者を設置及び派遣 R6.4.1時点の通訳者人数 ・手話通訳者(市が独自に設置) 4人 ・市内手話通訳者 57人 ・市内要約筆記 18人	派遣回数 手話 1,026回 要約筆記 37回	7,605
	専門性の高い意思疎通支援事業 (県事業への負担金)	手話通訳、盲ろう者向け通訳・介助、失語症者向け意思疎通支援者介助等、専門性の高い技術を持つ者を養成し、聴覚等の障がい、視覚・聴覚の重複障がい、失語症をもつ者の意思疎通や移動を支援	・手話通訳者養成・研修事業 手話通訳Ⅰ 2回 手話通訳Ⅱ 3回 手話通訳Ⅲ 1回 ・盲ろう者向け通訳兼介助員養成・研修事業 1会場 ・盲ろう者向け通訳兼介助員派遣事業 1,192回 ・失語症者向け意思疎通支援者養成・研修事業 7回 13名	3,682
守る	小中学校の総合学習における 福祉の学習(再掲)	市内小中学校の総合的な学習の時間において、手話に関する講義を開催	開催校 29箇所	0
	初心者向け手話講習会(再掲) (子ども手話教室)	子ども(小4～6年)を対象とした、初歩的な手話教室の開催	回数・受講者 4回・30名	90
	手話奉仕員養成研修事業(再掲)	手話通訳者を養成するため、厚生労働省「手話奉仕員養成カリキュラム」に基づき、基礎となる手話奉仕員養成講座の開催	回数・受講者 静岡地区 46回 30名 清水地区 46回 33名	2,106
その他	障害者相談員設置事業	身体・知的障がい者に対する身近な地域での相談支援の実施 R6 聴覚相談員 5名設置	相談件数 3件	1,433

（３）現在検討している事業

条例制定により明文化された基本理念等に基づき、市民（ろう者を含む）や事業者の参画を得ながら、次の施策の推進に総合的・計画的に取り組む。

- ① 普及啓発：“日常生活の身近に手話がある体験”を増やす。
例：学校での福祉教育（継続）、イベントでの手話ブース設置（拡充）、
公式ソングへの手話振り付け（新規）
- ② 意思疎通支援：手話通訳者派遣事業（継続）、遠隔手話による“すぐにつながる安心”の提供
（新規検討中）。
※遠隔手話：スマートフォンで常駐している手話通訳者（専門事業者が設置）にコンタクト
する事業
- ③ 体制整備（人材育成）：「子ども手話教室」等を入口として段階的に手話を身に付ける機会や交
流の場を提供（拡充）

（４）第３回研究会意見

骨子案「８ 施策の推進」を踏まえた施策案に対する意見聴取を行った。

以下、次年度以降、具体的に検討を進めるための参考意見抜粋

- ① 広報紙や市公式 HP を活用した手話の周知
- ② 条文を手話で伝える動画作成及び市公式 HP 掲載
- ③ 子ども手話教室（市事業）終了後につなげる場の創出
（市が実施している手話奉仕員養成講座を子ども向けに一部開講する等）
- ④ 遠隔手話の導入
 - ・災害に強い等メリットがあり、ろう者の安心感につながる。
 - ・事業の具体的な内容について、手話通訳者やろうあ協会と調整が必要。
- ⑤ 手話奉仕員の活躍できる場の創出

※以下については、十分な検討が必要となる意見

- ① 聞こえる子どもを含めたすべての子どもへの手話を学ぶ（獲得する）機会の創出
 - ・聞こえる子どもを対象とした手話を学ぶ（触れる）機会の提供
 - ・ろうの子どもが自分の言語として手話を獲得する機会の創出
（県で実施している事業とタイアップして行う等）
- ② 手話を教える人材の育成
- ③ 手話を教える資格（講師資格）を市で付与し、市のイベントにおいて手話を教える取組
（県で実施している「手話であいさつを」運動参考）

本市における手話に関する施策の現状

静岡市障がい者共生のまちづくり計画

基本理念：

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現

個別施策の体系的な実施により、基本理念の実現を目指す

個別施策

大分野1 権利擁護・理解促進

(1) 障がいへの理解を深める活動の促進

- ・手話専任職員・要約筆記養成研修事業
- ・初心者向け手話講習会

(2) ボランティア・NPO等による協働の促進

(3) 障がいを理由とする差別の解消

(4) 意思疎通・意思決定の支援

- ・手話通訳者設置事業
- ・手話通訳者・要約筆記派遣事業
- ・専門性の高い意思疎通支援事業

(5) 虐待の防止

大分野2 地域生活支援

(1) 相談支援体制の充実

- ・障害者相談員設置事業（身体・知的）

(2) 地域移行を推進するための支援

(3) 日常生活を支援するためのサービスの充実

(4) 経済的な支援の充実

(5) 人材の確保と資質の向上

(6) 将来の生活を考えるための支援

大分野3 医療・保健

大分野4 生活環境

大分野5 安全・安心

大分野6 子ども

大分野7 雇用・就労

大分野8 文化活動・市民生活

それぞれの個別施策が相互に作用